

新型コロナウイルス感染症でお困りの飲食店の皆様へ

この事業は飲食店の利用者等の感染防止対策として実施されるものです。

浜松市はWithコロナ期、Afterコロナ期に向けた飲食店の皆様が行う更なる感染防止対策推進を応援します

1.対象者

申込できる
業種について

浜松市内で営業する飲食店が対象です

食堂、レストラン、専門料理店、喫茶店、酒場、ビアホール、バー、キャバレーなど、飲食の提供及び飲食スペースがあり営業許可を受けた中小企業者等が対象です。
※持ち帰りやデリバリー専門店は対象外です。
※飲食の提供と飲食スペースがある宿泊業も対象です。

2.対象物品

補助対象となる
物品について

設置工事を伴わない机上などに設置するパーティションが補助対象です。

飛沫感染を防ぐためにカウンターやテーブルの上などに設置する既製品のパーティションが補助対象物品です。
設置工事が伴うパーティションは対象外です。

3.申請方法

申請方法や
必要書類など

WEB又は郵送にて申請を受け付けます。

「密集」「密接」等为了避免のため持参での申請はご遠慮ください。

必要書類 > 申請書、営業許可証、レシート等
その他 > 申請様式のダウンロードや
WEB申請は浜松市HPから



4.申請期日

購入対象期間
申請期日など

申請受付 > **令和2年12月14日(月)から
令和3年2月28日(日)まで**

購入期間 > R2年12月10日～R3年2月28日
に購入したものが対象

補助金 > 審査が完了後、順次お支払いします。

5.その他

注意事項など

- ・既に「浜松市3密対策事業者支援事業費補助金」をご申請済の方でも12/10以降に新たなパーティションを購入した場合は当補助金を申請できます。
- ・この制度は「新しい生活様式支援天竜材活用事業」とは併用できませんのでご注意ください。
- ・パーティションは必ず飲食店(店舗)の客席スペースに設置してください。